別紙様式第1号

スマート農機貸出申請書

令和　　年　　月　　日

岐阜県農政部農政課長　様

　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の１の（１）により、下記のとおり貸出機械の貸出しを申請します。

記

１　貸出機械の名称及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　貸出機械・機器の使用目的

３　貸出期間

　　　令和　　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日　まで

４　貸出機械の運搬方法

５　貸出機械の試用計画

　　　別紙「試用計画書」のとおり

６　その他参考となる事項

別紙

試用計画書

１　借受者概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 栽培品目 | 営農規模 |
|  |  |  |
| (実施要領第２の３の者の場合)団体の概要 | (実施要領第２の３の者の場合)構成員数 |
|  |  |

　※実施要領第２の５〜15の者の場合記載不要

２　貸出希望の背景（動機）、試用してみたい内容

３　使用予定場所

　　※位置図を添付

　　※リモコン式等草刈機の場合は、現地（法面等）の状況がわかる写真を添付

４　使用時以外の保管場所

　　※現場写真等を添付

５　貸出機械管理責任者

　　（職・氏名）

６　実演会の開催予定

　　有（○月○日　○時〇〇分から○時〇〇分まで）　・　無

７　操作予定者

　　※未定の場合は、操作者が分かり次第報告。

別紙様式第２号

スマート農機貸出承認通知書

農政第　　号

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和　　年　　月　　日付けで申請があった貸出機械の貸出しについて、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の２の（１）により、下記のとおり承認しますので通知します。

記

１　貸出機械の名称及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　貸出期間

　令和　　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日　まで

３　貸出日及び引渡場所

①　貸出日　　　　令和　　年　　月　　日

②　引渡場所

４　返却日及び返納場所

　①　返却日　　　　令和　　年　　月　　日

　②　返納場所

５　貸出条件　別紙のとおり

別紙

貸出条件

第１　性能保証

農政課長は、借受者に対し貸出機械引渡し時、本物件が正常な性能を備えていることを説明し、借受者はそれを承諾のうえ借受けること。

第２　利用範囲

貸出機械の利用範囲は、次に掲げるとおりとする。

１　スマート農機の導入検討に必要な効果の検証

２　スマート農機の普及・啓発

３　その他緊急時など、農政課長が必要と認めた場合

第３　管理

借受者は、貸出機械を善良なる管理者の注意を持って使用し、管理するものとする。

第４　故障・事故等発生時の費用負担

１　亡失、毀損又は故障

（１）リモコン式等草刈機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、既存又は故障が発生した場合、岐阜県（以下「県」という。）が加入する動産総合保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を支払うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア　借受者の置き忘れ又は紛失によって生じた亡失

イ　借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた毀損

（２）アシストスーツの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機械が亡失した場合、借受者は貸出機械と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

借受者は、上記に備えるため動産総合保険等に加入することを推奨する。

（３）自動追従運搬車の場合

借受者の使用及び保管に起因し、貸出機器に亡失、既存又は故障が発生した場合、岐阜県（以下「県」という。）が加入する動産総合保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を支払うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア　借受者の置き忘れ又は紛失によって生じた亡失

イ　借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた毀損

（４）水田センサーの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機械が亡失した場合、借受者は貸出機械と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

（５）環境モニタリング装置及び付属タブレットの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

（６）水位センサ及び給水ゲートの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

（７）スマートグラスの場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

（８）リモコン式防除機の場合

借受者の責に帰する原因により、貸出機器が亡失した場合、借受者は貸出機器と同等品を返却するか、時価相当額を支払うものとする。

借受者の通常の使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、県の負担とし、使用方法及び取り扱いの不備など、借受者の責に帰する通常外使用により発生した毀損又は故障の修理費用は、借受者の負担とする。

２　事故（第三者に対する損害）

（１）リモコン式等草刈機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、県が加入する第三者に対する損害賠償保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア　借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた事故

（２）アシストスーツの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

（３）自動追従運搬車の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、県が加入する第三者に対する損害賠償保険による保証内容を精査し、借受者は必要に応じ賠償金を負担するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、借受者が賠償金を支払うものとする。

ア　借受者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた事故

（４）水田センサーの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

（５）環境モニタリング装置及び付属タブレットの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

（６）水位センサ及び給水ゲートの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

（７）スマートグラスの場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

（８）リモコン式防除機の場合

借受者の使用及び保管に起因し、第三者に対し人的・物的損害が発生した場合、借受者が必要な賠償金を負担するものとする。

３　事故（借用者に対する損害）

借受者による貸出機械の使用及び保管に起因し、借受者自身に対し人的損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物に対し物的損害が発生した場合、借受者が必要な費用を負担するものとする。

４　共通事項

上記原則のもと最終的な費用負担については、県と借受者との協議により決定するものとする。

なお、「試用計画書」７操作予定者に記名した者も借受者に含むものとする。

第５　禁止事項

借受者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

１　第２の利用範囲以外での使用

２　借受者の監督下にない者への転貸

３　貸出機械を使用して収入を得る行為

４　貸出機械の改造、分解、又は性能・機能の変更

５　貸出期間を超過しての使用

６　雨天時やぬかるんだ地盤など悪状況下の屋外での使用

７　怪我や、第三者への危害を及ぼす重大事故につながる危険な使用

８　その他、農政課長が不適切と判断した行為

第６　責務

借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

１　リモコン式等草刈機使用時の飛散物への安全対策（ヘルメット及びゴーグルの着用、長袖・長ズボンでの作業）

２　リモコン式等草刈機使用時における、当該機械の５ｍ四方に人や物がない状態での使用

３　台風、暴風雨又は大雨による洪水が発生した際、貸出機械の浸水対策

４　貸出機械返納時の燃料の補充、清掃、点検

５　農政課長が別に定める運用の徹底

第７　貸出承認の取り消し

農政課長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、貸出承認を取り消しする。

１　貸出申請書など事業実施に必要な書類に虚偽の記載があった場合

２　本貸出条件に違反があった場合

３　貸出機械が亡失又は毀損し使用不能となった場合

４　災害など緊急の目的のため他に使用し、又は貸出す必要が生じた場合

第８　協力事項

借受者は、農政課長からの試用に関するヒアリング（試用報告書以外も含む）に協力するものとする。

別紙様式第３号

スマート農機貸出不承認書

農政第　　号

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和　　年　　月　　日付けで申請があった貸出機械の貸出しについて、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の２の（１）により下記のとおり不承認としますので通知します。

記

不承認の理由：

別紙様式第４号

スマート農機借受書

　岐阜県農政部農政課長　様

　令和　　年　　月　　日付け農政第　　号のスマート農機貸出承認通知書により、下記のとおり貸出機械を借り受けします。

　なお、スマート農機貸出承認通知書記載の貸出条件を遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　借受者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名）

別紙様式第５号

スマート農機返却書

　岐阜県農政部農政課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　令和　　年　　月　　日付け農政第　　号のスマート農機貸出承認通知書により、下記のとおり貸出機械を返却します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別紙様式第６号

スマート農機試用報告書

　岐阜県農政部農政課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

１　試用実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 試用日時 | 機械・機器名称 | 試用場所 | (ﾘﾓｺﾝ式等草刈機の場合)勾配 | 試用内容 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

２　試用により実感した効果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機械・機器名称 | 実感した効果 | 定量効果 | (複数機種使用した場合)比較により実感した各機体特性 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※アシストスーツの場合は「身体負荷評価シート」を添付すること。

３　試用により実感した課題

|  |  |
| --- | --- |
| 機械・機器名称 | 実感した課題 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

４　今後の展望

　※スマート農機導入に向けた検討状況（実施要領第２の１から４の者の場合）

　※スマート農機の今後の普及方針（実施要領第２の５から15の者の場合）

５．農林事務所の所見（実施要領第２の１から４の者の場合）

別紙様式第７号

スマート農機貸出変更申請書

令和　年　　月　　日

岐阜県農政部農政課長　様

　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　令和　　年　　月　　日付け農政第　　号をもって貸出承認のあった内容について、下記のとおり変更したいので、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の６の（１）により申請します。

記

１　貸出機械

　＜変更前＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　＜変更後＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　貸出期間

　＜変更前＞

　　　令和　　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日　まで

　＜変更後＞

　　　令和　　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日　まで

３　変更理由

別紙様式第８号

スマート農機貸出変更承認通知書

農政第　　号

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和　　年　　月　　日付けであった変更申請のあった内容について、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の６の（２）により下記のとおり承認しますので通知します。

記

１　変更後貸出機械の名称及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　変更後貸出期間

　令和　　　年　　月　　日　　から　　令和　　年　　月　　日　まで

３　追加貸出機械の貸出日及び引渡場所

①　貸出日　　　　令和　　年　　月　　日

②　引渡場所

４　変更返却日及び返納場所

　①　返却日　　　　令和　　年　　月　　日

　②　返納場所

５　貸出条件　別紙のとおり

別紙様式第９号

スマート農機貸出変更不承認通知書

農政第　　号

令和　　年　　月　　日

団体名

代表者名

岐阜県農政部農政課長

令和　　年　　月　　日付けで変更申請のあった内容について、スマート農業機械・機器貸出事業実施要領第４の６の（２）により下記のとおり不承認しますので通知します。

記

不承認の理由：

別紙様式第10号

スマート農機故障・事故報告書

岐阜県農政部農政課長　様

　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　令和　　年　　月　　日付け農政第　　号をもって貸出承認を受けた貸出機械（を・により）下記のとおり（亡失、毀損、故障、事故が発生）したので、スマート農業機械・機器貸出要領第４の７により報告します。

記

１．（亡失、毀損、故障、事故を起こ）した貸出機械の名称及び数量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸出機械名称 | 台数 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．（亡失、毀損、故障、事故を起こ）した内容

　　※写真等を添付し分かりやすく記載

３．（亡失、毀損、故障、事故を起こ）した事由

　　※人的被害がある場合は、被害者の数・被害規模（怪我の状況）を記載

４．（亡失、毀損、故障、事故を起こ）した損害規模

　　※損害見積額が分かれば記載

５．経緯等詳細内容

　　※本事案が発生するまでの管理状況、使用状況、発生時の状況など詳細な状況を写真等用い記載。